動物用医薬品使用台帳記帳率アップに向けての取り組み

中央家畜保健衛生所
○高橋　礼奈・樽田　嘉洋

食品衛生法の改正により本年５月２９日にポジティブリスト制度が施行され、動物用医薬品及び飼料添加物について畜産物中の残留基準が設定されたことに伴い、薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準等の設定・改正が行われた。そこで、畜産物中に動物用医薬品等が基準を超えて残留し、食品衛生法違反となることを未然に防ぐため、管内の生産者に対し本制度の周知を徹底すると共に、動物用医薬品の使用状況及び記帳状況を調査し、記帳率アップのための指導を強化しているので、その概要について報告する。

１　巡回指導及び調査の実施

ポジティブリスト制度施行に向けて、本制度への対応ポイントが記載されたリーフレット等の送付による畜産農家、診療獣医師、関係団体への情報提供や総会・研修会等を通じて本制度の周知を行った。また、各畜産農家を巡回し、制度概要や動物用医薬品使用時の記録・保管の重要性の説明を行うと共に、動物用医薬品の使用実態及び記帳状況について調査を実施した。

２　調査結果及び問題点

調査の結果､動物用医薬品は養豚農家及び酪農家において使用する機会が多くみられた。酪農家は業界主導で記帳に取り組んでおり、３４戸中２６戸において記帳が行われていたが、動物用医薬品の使用頻度が高い養豚農家では、７８戸中１１戸と記帳を行っていない農家が多く認められた。記帳が正しく行われていない要因として、動物用医薬品使用台帳の記入項目が多いこと、記入内容が分かりにくいこと、文字が小さく見難いなどの問題点が挙げられた。

３　取り組み

畜産農家自身による記帳が徹底されるためには、記帳様式を見易く、分かりやすい様式にする必要があると考え、動物用医薬品を使用した際に「すぐ、その場で、簡単に」記帳できる様式を作成した。記入項目を設定する際には、畜種ごとに飼養環境が異なることを考慮した上で、必要最低限の項目に抑えた。更に、記録と保管が同時に、かつ確実になされるよう指示書や動物用医薬品取扱説明書などを添付する欄を設けた。そして、記入内容を診療獣医師から伝達してもらうため、作成した記入様式は獣医師を介して農家へ配布を依頼し、記帳率アップを図った。

４　まとめ

今回、動物用医薬品使用台帳の記帳率アップのための取り組みを行ってきた結果、新たに一部の農家で記帳が行われるようになった。動物用医薬品の使用基準は今後随時改正されることが見込まれることから、今後も新しい情報提供と指導を継続的に行い、畜産農家の記帳を習慣づけることにより、安全な県産畜産物の生産に寄与していきたい。